

# 貴金属管理取扱規程

平成 23 年 7 月 14 日 制定  
技術研究組合 NMEMS 技術研究機構

## 1. 定義

「貴金属」とは研究開発活動において、使用する研究材料をいい、在庫品、残材、屑等その保有形態を問わない。

## 2. 適用範囲

### (1) 材質

金(Au)、銀(Ag)、白金(Pt)、イリジウム、ロジウム、パラジウム、電気銅、新塊アルミニウム、再生塊アルミニウム等とする。

### (2) 管理単位

1 個、1 塊、1 本等、原則単品管理。

## 3. 管理部署

貴金属の管理は、当該貴金属を使用する組合員が行い、組合経理部がこれを統制する。

## 4. 管理責任者及び管理担当者

各管理部署は、管理担当者を 1 名定め、管理責任者は業務管理者がこの任に当たる。

## 5. 購入

貴金属の購入に当たっては、物品発注何書（兼依頼書）によるものとする。「上記 2. 適用範囲 (1) 材質」にない貴金属を購入する場合は事前に組合経理部へ連絡すること。

## 6. 現品管理保全

管理部署は、貴金属類の現品管理および保全に細心の注意を払い、紛失、盗難等の防止に万全を期し、台帳と現品は常に金庫（または施錠できる保管庫等）に保管する。

## 7. 管理台帳の作成

台帳は同材質（同含有率）単位で作成する。

管理担当者は、毎月末または入出庫の都度、貴金属現品の重量を確認し、所定の管理台帳（様式 1）に状況を記入、管理責任者へ報告する。

貴金属のみの重量減少分把握が困難な場合は貴金属及びそれ以外の重量を含めた使用前後の全体重量把握による差分を貴金属減少重量とすること。

尚、研究設備組込等により、重量を確認できない貴金属現品については、組込前および研究終了後に必ず全体重量を確認し、その差分を減少重量として管理台帳に状況を記入、管理責任者へ報告する。管理責任者は入出庫状況を把握し、これを承認する。

## 8. 不要貴金属

各管理部署は、不要になった貴金属が発生した場合は、速やかに経理部へ報告し、経理部は以下の要領にて売却手続きを行う。

(1) 2 社以上に概算見積を依頼する。

- (2) (1)の結果により売却先を決定する。
- (3) 所定の売却伺書類(様式2)を作成し、組合内仮決裁を受ける。
- (4) 売却先に貴金属現品を引渡し、精製作業後の決定見積を依頼する。
- (5) 仮決済を受けた売却伺書類に(4)にて決定した売却額を記載し、最終決裁を受ける。
- (6) 請求書および入金伝票を発行する。

〈経理処理〉

- ① 請求書作成月と入金と同月の場合

(借方) 現預金      ×××      (貸方)      直接費      ×××

- ② 請求書作成月と入金月が違う場合

- (a) 請求書作成時

(借方)      未収入金      ×××      (貸方)      直接費      ×××

- (b) 入金月

(借方)      現預金      ×××      (貸方)      未収入金      ×××

9. 実施時期

本取扱規程は2011年7月14日より実施する。